

小諸市自治基本条例素案（区長会中間報告）

平成 21 年 11 月 11 日

1．自治基本条例とは

市民が主役の自治（まちづくり）を進めていくために、その理念や基本原則、まちづくりに関わる主体それぞれの役割や責任、市政運営の基本的なルールなどを定めるものです。

2．自治基本条例の必要性

地方分権が進み、国や県に頼らずに地域性を活かしたよりよいまちづくりを進めるためには、行政だけではなく、そこに住む人やそこで働く人たち（合わせて「市民」）の知恵や考えが今まで以上に重要となってきました。

しかしながら、地方自治の根拠となる「地方自治法」においては、自治体の組織や運営に関する事項などについては規定されていますが、住民参加や協働などの、現在の自治運営にあたって大変重要となる事項に関する規定がありません。

そこで、市民の皆さんのまちづくりへの参加がますます必要不可欠となる中、小諸市をどの様なまちにしていくのか、どの様な自治を行なっていくのかといったことを自分たちで考え、選択し、決定していくためのルールである「自治基本条例」が必要となってきました。

3．自治基本条例の策定にむけたこれまでの取り組み

小諸市では、自治基本条例検討への取り組みを平成 19 年度から進めてきています。

平成 19 年度は、自治基本条例の学習の場として、2 回の「協働のまちづくりと地方自治を考える市民学習会」を開催しました。

平成 20 年度 7 月からは、小諸市の自治の課題の洗い出しや条例へ盛り込む項目の整理などを目的に、市民・議員・市職員が参加する「自治基本条例をつくる市民会議」(ワークショップ)を開催し、8 回にわたって自治の様々なテーマについて話し合いました。

また、市民会議の開始にあたり、市議会においては市議会自治基本条例策定委員会が平成 20 年 7 月に発足し、市民会議への参加や自治基本条例の調査研究を重ねてきています。

更には、若い視点からの意見集約を目的として、市内の 2 つの高校において「自治基本条例をつくる市民会議高校生編」を開催しました。

平成 21 年 2 月には、市民会議を開催していく中で、自治を進めるためには「区の役割や協力」が特に重要であるとの意見を多数いただきましたことから、区の現状や課題を把握するために「自治基本条例の策定に向けた区に関する区長アンケート」を実施しました。

平成 21 年 3 月からは、市民、市議会議員、市職員から構成するワーキンググループを発足し、市民会議等で頂きました意見をもとに、自治基本条例案の検討を進めてきています。なお、ワーキンググループの発足にあたっては、市役所内においても市職員による庁内プロジェクトを組織しています。

自治基本条例の検討に向けたこれまでの取り組み

平成 19 年度

H20.2.12・H20.3.14

協働のまちづくりと地方自治を考える市民学習会

講師：明治学院大学法学部 鍛冶智也先生

第1回 私たちのまちの憲法「自治基本条例」って何だろう？【48名】

第2回 小諸市のまちづくりと自治基本条例を考える【39名】

平成 20 年度

H20.7.9～H21.2.10

小諸市の自治基本条例をつくる市民会議(ワークショップ)

第1回 小諸市の自治について改めて考えよう【29名】

第2回 市民の幸せのために誰が何をすべきか？【21名】

(市民・議会・市長・行政の役割とは)

第3回 行政にはこうあってほしい(行政の責務)【18名】

第4回 市長・議会にはこうあってほしい(市長・議員・議会の責務)【20名】

第5回 私たち市民はなにをすべきか？(市民の責務)【23名】

第6回 情報公開・情報共有・情報交換は十分になされているだろうか？【21名】

第7回 協働とは何か？どうやって進めたらよいだろうか？【14名】

第8回 自治についての話し合いをふりかえる(議論のまとめ)【22名】

H20.12.12～H21.2.2

小諸市の自治基本条例をつくる市民会議 高校生編

第1回 小諸高校【生徒37名 オブザーバー5名 市職員6名】

第2回 小諸商業高校【生徒42名 オブザーバー2名 市職員6名】

H21.2

自治基本条例策定に向けた「区に関する区長アンケート」

H21.3～

平成 21 度

自治基本条例ワーキンググループ

第1回(3月26日)～第8回(11月6日)

第9回 11月26日開催予定

自治基本条例検討体制

自治基本条例ワーキンググループ(H21.3.26～)

自治基本条例案の検討

公募市民8名 + 市議会議員4名 + 市職員8名 = 20名

アドバイザー：明治学院大学法学部 鍛冶智也 教授

市議会自治基本条例策定委員会(H20.7.9～)

市議会議員8名(現在まで6回開催)

小諸市市内プロジェクトチーム(H21.3.26～)

市職員8名(現在まで7回開催)

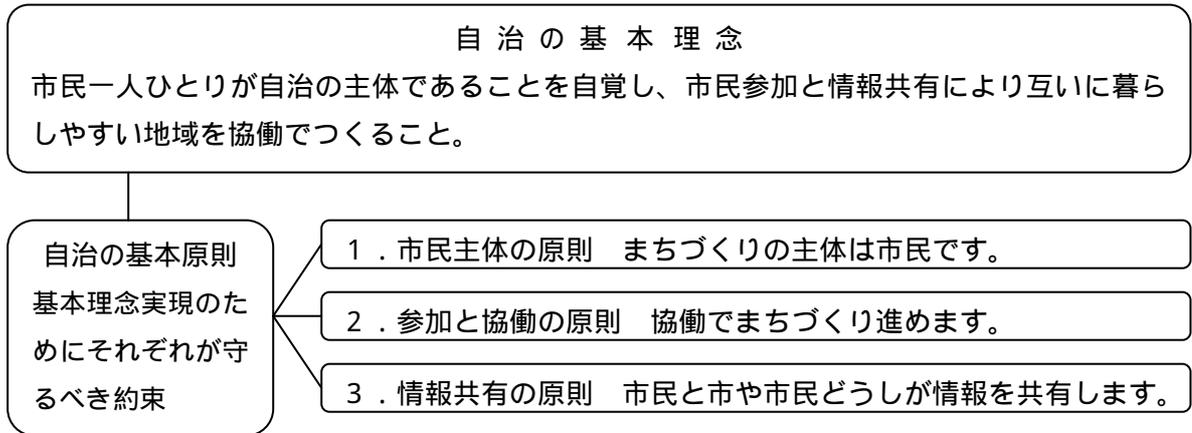
4 . 自治基本条例素案の構成 (中間報告)

前文 自治の基本理念 自治の基本理念のみ検討しました。前文素案は今後検討します。

章	節	条	
1 総則		1 目的	
		2 条例の位置づけ	
		3 用語の定義	
		4 自治の基本原則	
2 各主体の権利・役割・責務	1 市民	5 市民の権利	
		6 市民の役割	
	2 市民活動団体	7 市民活動団体の役割	
	3 区	8 区の役割	
	4 事業者	9 事業者の役割	
		5 市議会	10 市議会の責務
			11 市議会議員の責務
	12 市議会事務局職員の責務		
	6 市の執行機関	13 市の執行機関の責務	
		14 市長の責務	
		15 市の執行機関の職員の責務	
	3 市政運営		16 市長の公約
17 総合計画			
18 財政運営			
19 行政評価			
20 附属機関等			
21 情報公開及び説明責任			
22 応答責任			
23 個人情報保護			
24 公聴手続			
25 行政手続			
26 他の自治体との連携			
4 参加・協働			
	28 まちづくりにおける連携		
5 住民投票		29 住民投票	
		30 住民投票の請求	
6 その他		31 条例の見直し	

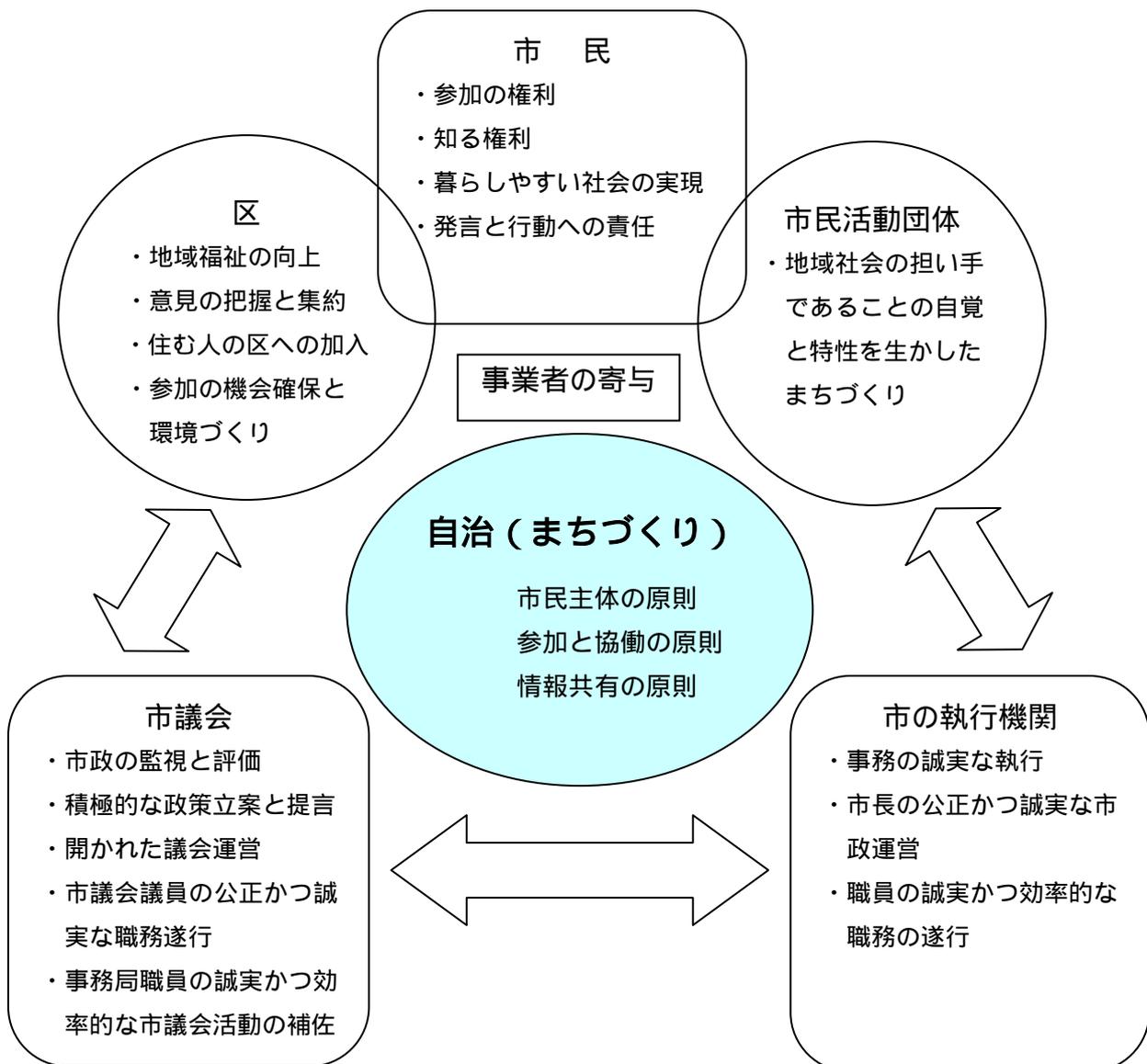
5 . 自治基本条例素案の主な内容

1 . 基本となる理念と原則（前文、第4条）



2 . 自治を担う各主体の権利・役割・責務（第5条～第15条）

各主体が役割や責任を認識しながら、自治（まちづくり）を推進します。



市 民

まちづくりを進めるにあたっては、小諸市に住民登録を有する人のみではなく、働く人、学ぶ人、活動する人や団体といった、小諸市に関係する様々な人の協力なくしては成しえないことから、市民を広く定義し、まちづくりへの参加のための権利と役割を自治基本条例に規定します。

用語の定義（第3条第1号・第2号）

- (1) 市民 住民のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人若しくは団体をいいます。
- (2) 住民 本市の区域内に住所を有する人（定住外国人を含む）をいいます。

市民活動団体

今日、地域課題の解決などまちづくりを進めるにあたっては、ボランティア団体等の市民活動団体が果たす役割は大きく、その存在は欠くことができません。自治基本条例では、市民活動団体がその特性に応じてまちづくりを進めていくことを役割として規定します。

用語の定義（第3条第5号）

市民活動団体 ボランティア団体等、自主的に公益活動を行なう組織をいいます。

区

「区」は、対象とした地域の福祉の向上、つまりまちづくりを行なうための組織であるといえます。しかしながら、小諸市には現在、区に関する条例等は「区長に関する規定」があるのみで、区が果たす役割等の明確な位置づけはされておらず、統一的な認識が難しい状況にあります。

平成20年度に開催した自治基本条例をつくる市民会議や区長アンケートにおいて、「区」がまちづくりに果たす役割が大きく、その位置づけや役割を明確にするべきとの意見が多数出されたことから、自治基本条例へ区の定義及び役割を規定します。

用語の定義（第3条第6号）

区 本市の一定の地域に住む人が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織をいいます。

（区の役割）

第8条 区は、対象地域における共通課題を解決し福祉の向上を図ります。

2 区は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人の意見の把握と集約に努めます。

3 本市に住む人は、第1項の目的を達成するため、区へ加入しなければなりません。

4 区は、対象地域に住む人の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めなければなりません。

第1項では、区がまちづくりに果たす役割を規定しています。

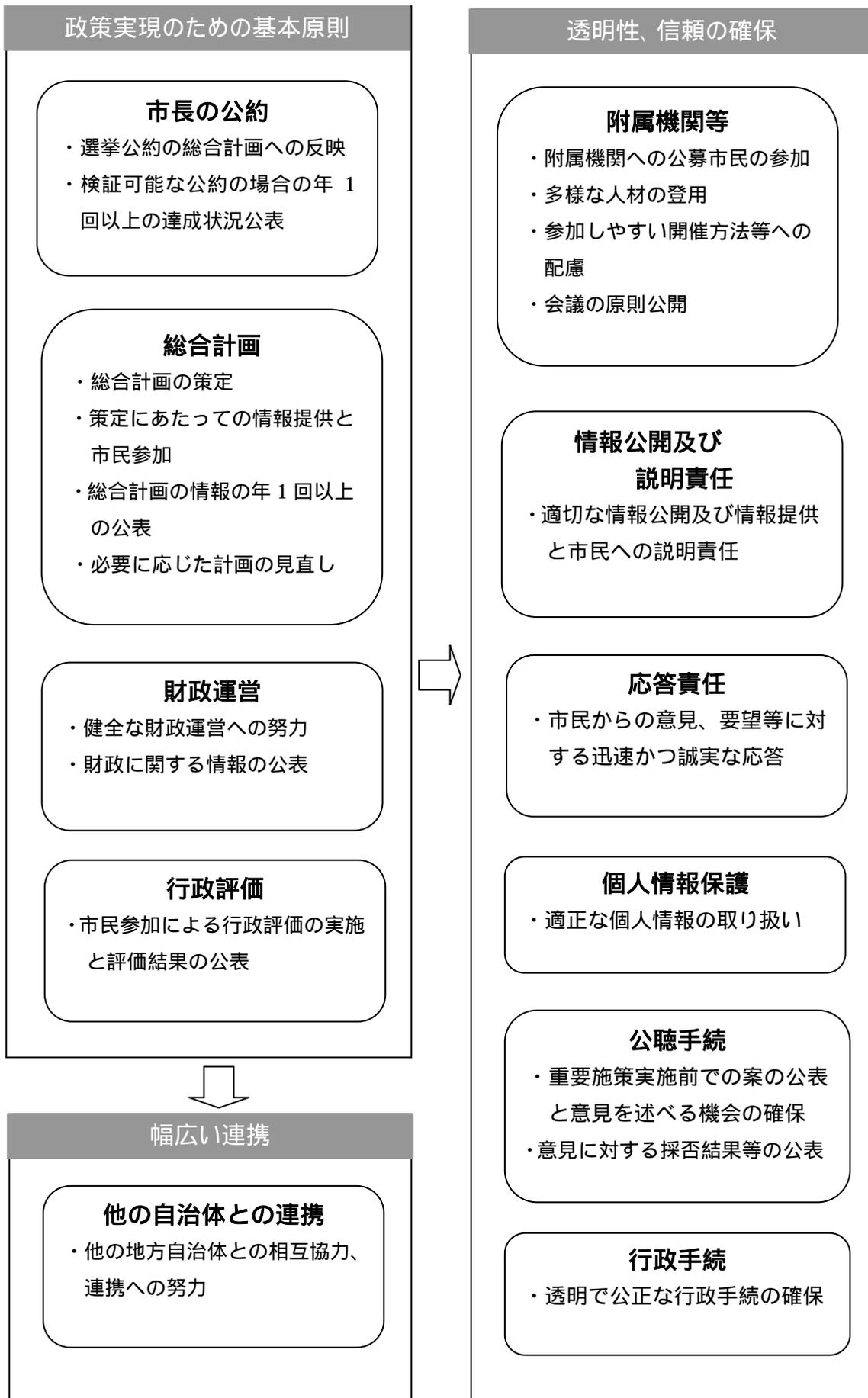
第2項では、区の活動が、その構成員である対象地域に住む人の総意によって行なわれなければならないことを示し、意見の把握と集約への努力を規定しています。

第3項では、ゴミ出しルールを守ること、防犯や防災活動への参加、助け合いが、地域で生活していくために果たすべき責務であることの認識から、小諸へ住む人は、その地域の区へ加入しなければならないことを決意として規定しています。

第4項では、区側においても、対象地域に住む人が参加しやすい環境をつくっていくことを責務として規定しています。

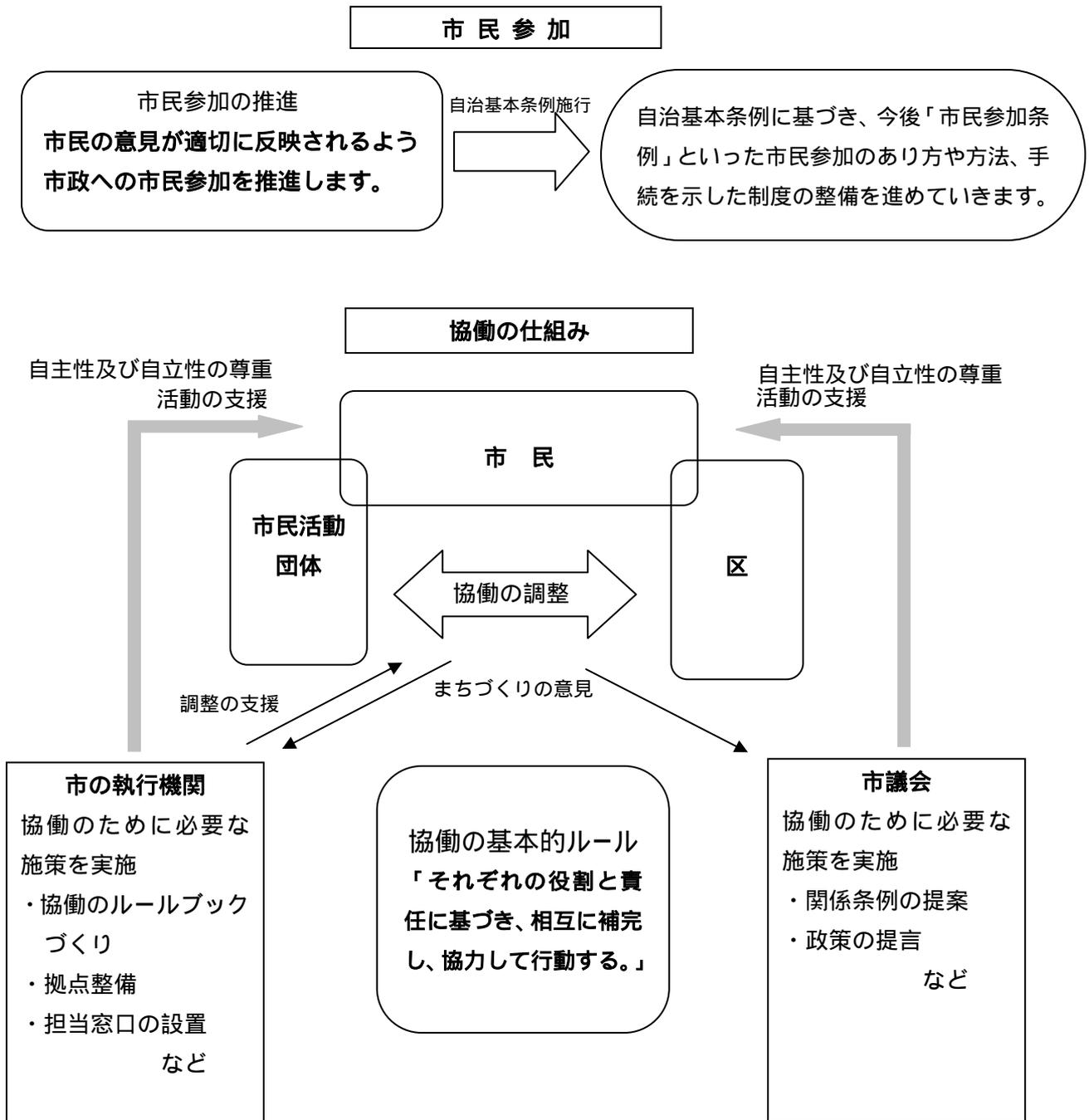
3. 市政を運営していくための約束（第16条～第26条）

市政を運営していくにあたり、市民と市議会、市の執行機関との約束11項目を規定します。



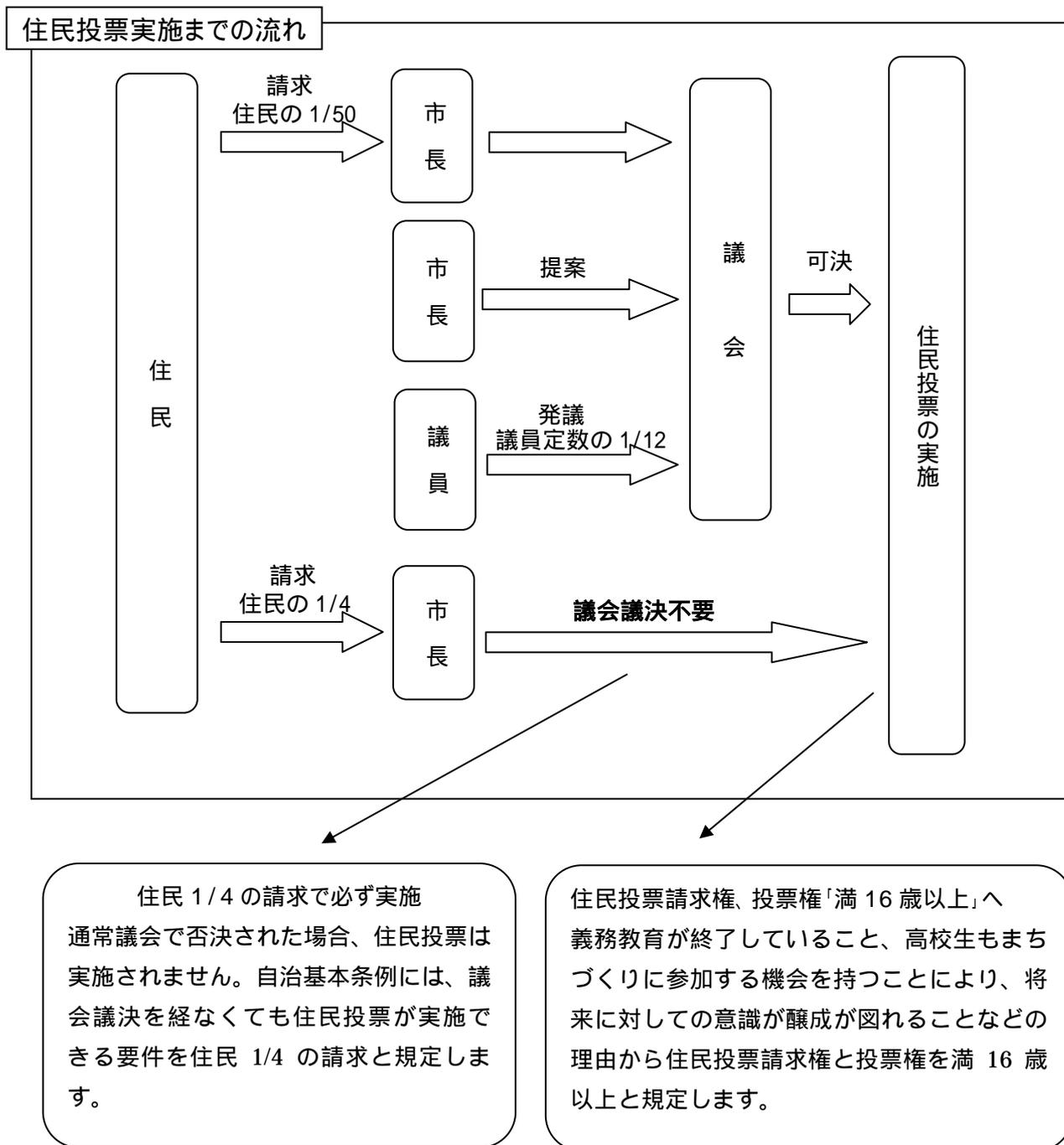
4. まちづくりへ参加し、協働するための仕組み（第27条～第28条）

市民参加と協働の推進、協働の基本的なルールを規定します。また、まちづくりに欠かせない存在である「市民活動団体」と「区」との連携を規定します。



5 . 住民投票（第 29 条～第 30 条）

市民の最終的な意思確認手段である「住民投票」を規定します。なお、現在小諸市では、住民投票の実施に当たっては、案件ごとに条例を設置する形となっていますが、自治基本条例では、予め対象事項等を規定した常設の住民投票条例の設置を前提として検討しました。今後、自治基本条例施行と同時若しくは後に住民投票条例を設置します。



6 . 育てる条例へ（第 31 条）

自治基本条例を、少なくとも市長任期である 4 年に 1 度検証し、必要な見直しを行なって自治基本条例を育てていきます。当然のことながら、検証や見直しは市民参加により行います。

6. 今後の予定

平成 21 年度

自治基本条例ワーキンググループ

第 9 回 平成 21 年 11 月 26 日(木)18:30～ 小諸市役所大会議室

第 10 回 平成 21 年 12 月未定

自治基本条例前文を検討します。

会議はどなたでも傍聴することができます。

資料の用意がありますので、傍聴の際は予め企画課までお知らせください。

意見募集

平成 21 年 12 月下旬～平成 22 年 1 月下旬(約 1 月)

前文の検討終了後、広く市民からの意見募集を行ないます。

小諸市自治基本条例フォーラム

日 時：平成 22 年 1 月 13 日(水)19:00～

内 容：自治基本条例市民意見交換会等

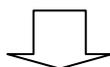
自治基本条例ワーキンググループ

平成 22 年 1 月下旬～2 月上旬

自治基本条例案の最終調整

自治基本条例案を市長へ提言

3 月 議 会 へ 上 程



平成 22 年度

自治基本条例施行

出前講座「自治基本条例素案」

5 名以上の団体、グループへ自治基本条例素案の説明、意見交換に伺います。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先：小諸市企画課

電話番号：0267-22-1700(内 256)

小諸市自治基本条例(素案)

目次

前文

第1章 総則(第1条 - 第4条)

第2章 各主体の権利・役割・責務

第1節 市民(第5条 - 第6条)

第2節 市民活動団体(第7条)

第3節 区(第8条)

第4節 事業者(第9条)

第5節 市議会(第10条 - 第12条)

第6節 市の執行機関(第13条 - 第15条)

第3章 市政運営(第16条 - 第26条)

第4章 参加・協働(第27条 - 第28条)

第5章 住民投票(第29条 - 第30条)

第6章 その他(第31条)

前文

【自治の基本理念】

市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚し、市民参加と情報共有により互いに暮らしやすい地域を協働でつくること。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小諸市の自治の基本原則並びに自治に関わる市民、市議会及び市の執行機関の役割や責任を明らかにするとともに、市政運営の基本的事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを協働して推進し、自治の発展をめざすことを目的とします。

(条例の位置づけ)

第2条 この条例は、自治に関する最高規範であり、市民、市議会及び市の執行機関は、誠実にこれを遵守するものとします。

2 市議会及び市の執行機関は、条例、規則等を制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。

3 市議会及び市の執行機関は、基本構想等の計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。

(用語の定義)

第3条 この条例において、使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 住民のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人若しくは団体をいいます。
- (2) 住民 本市の区域内に住所を有する人(定住外国人を含む)をいいます。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行なう者をいいます。
- (4) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会をいいます。
- (5) 市民活動団体 ボランティア団体等、自主的に公益活動を行なう組織をいいます。
- (6) 区 本市の一定の地域に住む人が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織をいいます。
- (7) まちづくり 地域が抱えている課題を解決し、互いに暮らしやすい地域社会を実現するための取り組みをいいます。
- (8) 自治 自分たちのことは、自分たちの意思と責任に基づき決定し、互いを認め合い、助け合いながらまちづくりを行なうことをいいます。
- (9) 参加 まちづくりの企画、立案、実施及び評価の各段階において、関わることをいいます。

(自治の基本原則)

第4条 自治の基本原則は次のとおりとします。

- (1) 市民主体の原則 市民は、それぞれが主体であることを自覚し、互いを尊重しながらまちづくりを進めます。
- (2) 参加と協働の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、積極的な参加と協働によりまちづくりを進めます。
- (3) 情報共有の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます。

第2章 各主体の権利・役割・責務

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を有します。

- 2 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有します。

(市民の役割)

第6条 市民は、互いに暮らしやすい地域社会を実現するよう努めるものとします。

- 2 市民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

第2節 市民活動団体

(市民活動団体の役割)

第7条 市民活動団体は、地域社会の担い手であることを自覚し、それぞれの特性を生かしながらまちづくりの推進に努めます。

第3節 区

(区の役割)

第8条 区は、対象地域における共通課題を解決し福祉の向上を図ります。

2 区は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人の意見の把握と集約に努めます。

3 本市に住む人は、第1項の目的を達成するため、区へ加入しなければなりません。

4 区は、対象地域に住む人の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めなければなりません。

第4節 事業者

(事業者の役割)

第9条 事業者は、社会的責任を自覚し、地域社会の一員としてまちづくりに寄与するものとします。

第5節 市議会等

(市議会の責務)

第10条 市議会は、市民を代表する意思決定機関として、市政を監視及び評価し、適切な市政運営を確保しなければなりません。

2 市議会は、自治の発展のため、市民の意思を的確に把握し、積極的な政策立案及び政策提言に努めなければなりません。

3 市議会は、市民に積極的に情報公開し、市民参加による開かれた議会運営を行わなければなりません。

(市議会議員の責務)

第11条 市議会議員は、市議会の責務を自覚し、政治倫理の確立に努め、その職務を公正かつ誠実に遂行しなければなりません。

(市議会事務局職員の責務)

第12条 市議会事務局の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に市議会の活動を補佐しなければなりません。

第6節 市の執行機関

(市の執行機関の責務)

第13条 市の執行機関は、市民の福祉の向上を図るため、その事務を自らの判断と責任において誠実に執行しなければなりません。

（市長の責務）

第14条 市長は、市民の信託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。

（市の執行機関の職員の責務）

第15条 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

第3章 市政運営

（市長の公約）

第16条 市長は、選挙時の公約を総合計画に反映させます。

2 市長は、前項に掲げた公約が検証可能な公約の場合は、年1回以上その達成状況を市民に分かりやすく公表します。

（総合計画）

第17条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想及び基本計画から構成される総合計画を策定します。

2 市長は、総合計画の策定にあたっては、市民の意見を反映させるため、あらかじめ計画に関する情報を市民に提供し、広く市民の参加を得ます。

3 市長は総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を年1回以上市民に分かりやすく公表します。

4 市長は、社会経済情勢の変化に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて総合計画を見直します。

（財政運営）

第18条 市長は、総合計画に基づく予算編成及び予算執行を行い、最少の経費で最大の効果をあげるよう、健全な財政運営に努めます。

2 市議会及び市の執行機関は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表します。

（行政評価）

第19条 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、市民参加による行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策等に反映します。

（附属機関等）

第20条 市の執行機関は、附属機関等を組織する場合、原則として市民からの公募による委員を参加させます。

2 市の執行機関は、附属機関等の委員構成について、その機関の目的に応じて男女の比率、他の附属機関等との重複を十分考慮の上、多様な人材を登用します。

- 3 市の執行機関は、附属機関等の会議に市民が参加しやすいよう、時間、場所その他開催方法等に配慮します。
- 4 市の執行機関は、附属機関等の会議を原則として公開します。

（情報公開及び説明責任）

第21条 市議会及び市の執行機関は、開かれた市政運営を行なうため、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識するとともに、施策の企画、立案、実施及び評価の各段階において適切に情報公開及び情報提供を行い、市民に分かりやすく説明します。

（応答責任）

第22条 市議会及び市の執行機関は、市民からの意見、要望等に対して迅速かつ誠実に応答します。

（個人情報保護）

第23条 市議会及び市の執行機関は、個人の権利及び利益が不当に侵害されないよう、適正に個人情報を取り扱います。

（公聴手続）

- 第24条 市の執行機関は、市政に係る重要な施策を実施しようとするときは、事前にその案を公表し、市民が意見を述べる機会を設けます。
- 2 市の執行機関は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を公表します。

（行政手続）

第25条 市の執行機関は、市民の権利利益の保護を図るため、処分、指導、届出等の手続に関する事項を明らかにし、透明で公正な行政手続を確保します。

（他の自治体との連携）

第26条 市議会及び市の執行機関は、共通するまちづくりの課題の解決、事業の効率化及び市民サービスの向上等を目指し、他の地方自治体との相互協力、連携に努めます。

第4章 参加・協働

（参加・協働の推進）

- 第27条 市の執行機関は、市民の意見が市政へ適切に反映されるよう、市政への市民参加を推進します。
- 2 市民、市議会及び市の執行機関は、それぞれの役割と責任に基づき、相互に補完し、協力して行動する協働のまちづくりを推進します。

- 3 市議会及び市の執行機関は、協働のまちづくりを推進するため、必要な施策を講じます。
- 4 市の執行機関は、協働の推進にあたっては、市民の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援します。

(まちづくりにおける連携)

- 第28条 市民活動団体と区は、調整を図り、連携してまちづくりを推進します。
- 2 市長は、市民活動団体及び区からの要請に基づき、調整会議の開催等連携のために必要な支援を行ないます。
 - 3 市民活動団体及び区は、市議会及び市の執行機関へまちづくりに関する意見を述べるすることができます。
 - 4 市長は、事務事業の一部を市民活動団体及び区に委ねることができます。この場合において、市長は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じるものとします。

第5章 住民投票

(住民投票)

- 第29条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。
- 2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(住民投票の請求)

- 第30条 年齢満16歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければなりません。
 - 3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施を発議することができます。
 - 4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければなりません。
 - 5 市長は、第1項の請求に係る署名数が、総数の4分の1を超えたときは、住民投票を実施しなければなりません。
 - 6 住民投票の投票権を有する者は、年齢満16歳以上の住民とします。
 - 7 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

第6章 その他

(条例の見直し)

- 第31条 市長は、4年を超えない期間ごとに、市民を含めた検討委員会による評価及び検討を行ない、必要な場合は、この条例の見直し等の措置を講じます。

自治基本条例策定に向けた
区に関する区長アンケート調査結果(抜粋)

区の運営上、特に課題だと思われるもの3つに を付けてください。

．	項 目	回答数	%
1	未加入者が多い	18	10.9
2	役員のなり手が無い	41	24.8
3	住民の関心がない	28	16.9
4	区域の人口が少ない	13	7.9
5	区域の人口が多い	3	1.8
6	予算が少ない	26	15.8
7	リーダーがいない	13	7.9
8	様々な活動に対するノウハウがない	10	6.1
9	その他	13	7.9

課題に対する具体的な取り組み事例があれば、記入してください

区への未加入者に対するもの

【未加入全般】

- ・隣組や班で呼びかけ、難しいものは三役で話し合いに行く。加入してもらえない者は理事会で確認する。
- ・入区費（建設負担金等）を廃止。
- ・無理に加入を勧めても意味がないので静観している。

【アパート】

- ・20年度にアパート所有者、理事者を集めた打合せを実施。多少良好になったが、継続対策が必要。
- ・アパートのオーナー会議を開催している。

課題解決・運営改善に必要なと思うもの3つに をつけてください。

，	項 目	回答数	%
1	行事の実施や参加の働きかけ	32	18.0
2	役員・地域住民が関心を持つ	31	17.4
3	区の情報の提供・共有	21	11.8
4	役員任せにしない	27	15.2
5	リーダーの育成	12	6.7
6	日ごろからの近所付き合い	21	11.8
7	区的意思決定方法など組織の工夫	6	3.4
8	若い世代の参加	25	14.0
9	その他	3	1.7

区が通常担っている業務の中で、市から支援があった方が良いものを記入してください。

区への加入等について

- ・未加入、新規転入世帯に区へ加入するよう市の方から積極的に働きかけるような施策を講じてほしい。
- ・1戸建の家には、入区するように市の条例で義務付けてほしい。

区が解決や処理をしない方が良いと思われる業務・課題を記入してください。

区と行政の明確化について

- ・市は「区とはその地域で生活する人たちが、自主的にルールを作って生活している自治組織」との位置づけをして、区の自主性を尊重してほしい。ところが、ややもするとこの組織はその大部分が行政の伝達、連絡等に使われ、行政の一機能と化している感がある。この点、行政との守備範囲は常に明確にして運営にあたってほしい。

区への加入等について

- ・未加入世帯に、区の方から無理に加入を勧めることは、なるべくしない方がよい。

区の規模・運営方法で改善・工夫の余地があると思われるものを記入してください。

区の運営について

- ・区の行事やその運営方法に関して、区として保守的なところがあり、昔ながらの行事や方法を踏襲している部分が多く、なかなか改善が進みにくい状況にある。踏襲して未来へ引き継いでいくもと簡素化するものを明確にし、将来に向け徐々に改善を進める必要があるように思われる。

区等の再編について

- ・区の規模は縮小傾向にある。将来的には他区との統合などが思考される。
- ・戸数の減少に伴い、班の再編による改善が必要となっている。

区役員について

- ・区長が決まらないことが多い。
- ・区長任期が1年では職務を果たせないことが多いと思われる。区長に現在のような重責を負わせるならば、それなりの待遇を考えないと区の協力は得られないと思う。
- ・区長の責任が重く、仕事量も多いため、勤め人や若い人には受けてもらえない。災害があったり、特別の議案があれば大変なことになる。副区長制で区長の役を分割して、他にやってくれる人をつくるよう市で指導したらどうか。
- ・1年以上かかる課題事項については、プロジェクトチームを設置し、リーダーを決めて進めるような工夫も必要。

市から区への委託事務について

- ・各事業の通達方法。
- ・各種募金の取り扱い回数が多いので、統合するなどして回数を減らしてほしい。

その他

- ・国、地方公共団体の縦割り行政が区の業務を複雑化（諸報告、調査、統計、選挙、防災、福祉、人事など）している。区長が全てを背負い込む傾向にある。業務内容を整理（時代のニーズに合わない業務と新しいニーズの業務）し、スリム化したらどうか。